

平成26年12月26日制定
一部改正 平成28年4月1日
一部改正 平成29年2月14日
一部改正 平成29年4月1日

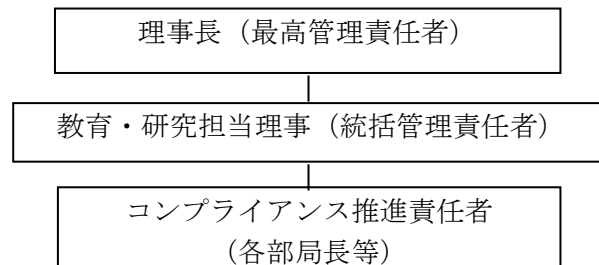
競争的資金等の不正防止対策基本方針

公立大学法人福島県立医科大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、平成26年2月18日改正）に基づき、公立大学法人福島県立医科大学公的研究費の管理・運営体制に関する要綱（平成19年11月2日理事長制定）第2条第3項で規定する不正防止対策の基本方針を以下のとおり策定し、競争的資金等を適正に管理・運営するための取組を行います。

1 機関内の責任体制の明確化

責任体制の明確化については、以下の体制で実施していきます。

- (1) 大学全体を統括し、競争的資金等の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を理事長とする。
- (2) 「最高管理責任者」を補佐し、競争的資金等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を教育・研究担当理事とする。
- (3) 各部局等における公的研究費等の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を各部局長等とする。



【関連規程等】

- ・ [公立大学法人福島県立医科大学公的研究費の管理・運営体制に関する要綱《PDF》](#)
- ・ [コンプライアンス推進責任者、副責任者一覧《PDF》](#)

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

本学における不正を誘発する要因を除去し、十分な抑止機能を備えた環境整備を行い、ルールや行動規範の理解不足による不正使用を防止する観点から、以下の取組や環境の整備を行います。

- (1) ルールの明確化・統一化

ア 研究者及び事務職員に対して、執行管理の会計ルールを解説した「科学研究費助成事業の執行マニュアル（平成20年9月制定）」を配布し、適正な運営・

管理に努める。

イ 学術研究する信頼と公正さを確保するため、研究活動に係る行動規範を定め、公正な研究の遂行に努める。

(2) 関係者の意識向上

ア 関係者に対して研究費の適正な執行管理等を徹底するため、説明会を実施する。

イ 全ての構成員（研究者及び事務職員）の意識の浸透を図るため、コンプライアンス教育の受講義務化と受講管理（誓約書の徴取を含む。）の徹底を図る。

【関連規程等】

- ・科学研究費助成事業の執行マニュアル
- ・公立大学法人福島県立医科大学における研究活動に係る行動規範
- ・公立大学法人福島県立医科大学科学研究費補助金取扱要綱
- ・公立大学法人福島県立医科大学における競争的資金等に係る不正防止計画

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

公的研究費の不正使用を事前に防ぐため、以下の取組と実施体制の整備を図ります。

(1) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定

本学における不正発生の要因について整理するとともに、不正防止計画を策定し、不正使用の事前防止に努める。

(2) 不正防止計画の実施体制

ア 不正防止計画に基づき競争的資金等の管理・運営の適正化を推進する組織として「研究適正化推進委員会」を設置する。

イ 委員会の構成については、最高管理責任者、統括管理責任者、経営担当理事及び企画・管理運営担当理事とする。

ウ 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定及び周知し、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が公的研究費の適正な運営及び管理を行えるよう必要な措置を講じる。

エ 統括管理責任者は、不正防止対策の基本方針に基づき、具体的な対策を策定及び実施するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者に報告する。

【関連規程等】

- ・公立大学法人福島県立医科大学公的研究費の管理・運営体制に関する要綱
- ・公立大学法人福島県立医科大学における競争的資金等に係る不正防止計画

4 研究費の適正な運営・管理活動

研究費の適正な執行管理をするため、以下の取組を進めていきます。

(1) 物品等の発注及び検収業務については、次のとおりとする。

ア 50万円未満の物品購入・役務提供の発注は、研究者が行い、50万円以上の場合については、事務局が行う。

イ 検収については、原則として事務局が実施する。

(2) 備品とならない10万円未満のパソコン等について競争的資金等で購入した旨のシール等の貼付を求めるとともに、監査時等に確認をする。

- (3) 一定の取引実績のある業者からルール等を遵守する旨の誓約書の提出を求める。
- (4) 不正な取引に関与した業者に対しては、取引停止等の処分を行う。

【関連規程等】

- ・ 公立大学法人福島県立医科大学財務会計事務の委任に関する要綱
- ・ 公立大学法人福島県立医科大学における競争的資金等に係る不正防止計画
- ・ 公立大学法人福島県立医科大学契約細則

5 情報発信・共有化の推進

以下の取組により、情報発信・共有化の推進を図ります。

- (1) 競争的資金等の使用に関するルール等について機関内外からの相談を受け付ける窓口を医療研究推進課に設置する。
- (2) 公益通報の窓口を総務課、監査室及び顧問弁護士とする。
- (3) 研究者個人への抑止と機関の社会に対する透明性を高めるため、不正事案の調査結果の公表を徹底する。
- (4) 研究活動の不正行為防止への取組をHPで公表する。

【関連規程等】

- ・ 公立大学法人福島県立医科大学公的研究費の管理・運営体制に関する要綱
- ・ 公立大学法人福島県立医科大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する要綱
- ・ 公立大学法人福島県立医科大学における公益通報に関する規程

6 モニタリングのあり方

以下の取組により、競争的資金等における不正の抑止を図ります。

- (1) 競争的資金等の適正な管理のため、不正リスクに対する重点的監査を実施します。
- (2) モニタリングについては、支出管理等を担当する部署による日常的なチェック及び監査室が組織全体の内部統制の観点からのチェックと2段階で実施する。

【関連規程等】

- ・ 公立大学法人福島県立医科大学内部監査規程
- ・ 内部監査基本計画書